

第4回 中川根町・本川根町合併協議会

日 時 平成16年1月22日(木)

午後1時30分から

場 所 本川根町千頭東区会館

会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 経過報告

4. 議 題

(1) 報告事項

報告 第13号 新町建設計画策定小委員会の会議結果について

報告 第14号 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

(2) 協議事項

協議案第14号 条例、規則等の取扱いについて

協議案第15号 慣行の取扱いについて

(3) 提案事項

提案 第11号 一部事務組合等の取扱いについて

提案 第12号 公共的団体等の取扱いについて

提案 第13号 消防団の取扱いについて

5. その他

6. 閉 会

報告第 13 号

新町建設計画策定小委員会の会議結果について

新町建設計画策定小委員会の会議結果について、下記のとおり報告します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
新町建設計画策定小委員会
委員長 諸 田 準 一

新町建設計画策定小委員会の会議結果について

新町建設計画策定小委員会の会議結果について、中川根町・本川根町合併協議会小委員会規程第 8 条の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

第1回 新町建設計画策定小委員会報告書

1. 日 時 平成15年12月18日(木)午後1時00分～午後4時40分

2. 場 所 中川根町役場3階会議室

3. 出席者 16名

4. 協議事項

協議第1号 委員長及び副委員長の選任について

互選により、委員長に諸田準一委員(中川根町)、副委員長に望月孝之委員(本川根町)を選出した。

協議第2号 新町建設計画策定基本方針について

協議第3号 新町建設計画策定スケジュールについて

事務局から資料の提示、説明を受けた。

協議第4号 新町建設計画の基本構成(案)について

先進地の事例を参考に別添「新町建設計画の基本構成(案)について」のとおりとすることとした。

協議第5号 住民アンケート調査(案)の実施について

事務局からアンケート調査(案)の実施方法、設問等の提示、説明を受け次回以降再度検討することとした。

協議第6号 両町視察(タウンウォッチング)について(案)

2回に分けて両町の施設視察(タウンウォッチング)を実施することを決定し、第1回を平成16年1月14日(水)とした。

以上のとおり報告します。

新町建設計画策定小委員会 委員長 諸田 準一

新町建設計画の基本構成（案）について

町将来構想の基本的構成の概略

第 1 章 序論	
合併の必要性	○ 地方分権と行財政改革の実現、地域課題・少子高齢社会への対応等からの合併の必要性を整理する。
計画策定の方針	○ 計画の趣旨、計画の構成、計画の期間等を記載する。
第 2 章 新町の概況	
両町の現況	○ 位置と地勢、気候、面積、人口（世帯含）から現況を分析する。
第 3 章 主要指標の見直し	
人口	○ 総人口、年齢階層別人口、就業人口、交流人口の将来見通しを検討する。
世帯	○ 世帯数の将来見通しを検討する。
第 4 章 新町建設の基本方針	
新町の将来像	○ 新町のまちづくりの基本理念を設定する。
新町建設計画の基本方針	○ 基本理念及び住民アンケート結果等を踏まえてまちづくりの目標を整理する。
地域別整備方針	○ 地域別に個々の地域に即したまちづくりの目標を整理する。
第 5 章 新町の主要施策	
施策の体系化	○ 基本方針を踏まえ、新町建設の施策の体系を整理する。
まちづくり事業	○ 新町のまちづくり、新町建設の具体的事業を、住民アンケート結果等を踏まえながら、施策体系別に整理する。
第 6 章 新町における県事業の推進	○ 基本方針を踏まえ、新町建設の施策における県事業にかかる施策を整理する。
第 7 章 公共施設の統合整備	○ 住民サービスの低下を招かないように考慮し、各地域のバランス及び財政事情を勘案して、公共的施設の統合整備について検討する。
第 8 章 財政計画	○ 過去の歳入・歳出の推移や合併に伴う支援措置の活用等を踏まえ、合併後の財政計画について検討する。

第2回 新町建設計画策定小委員会報告書

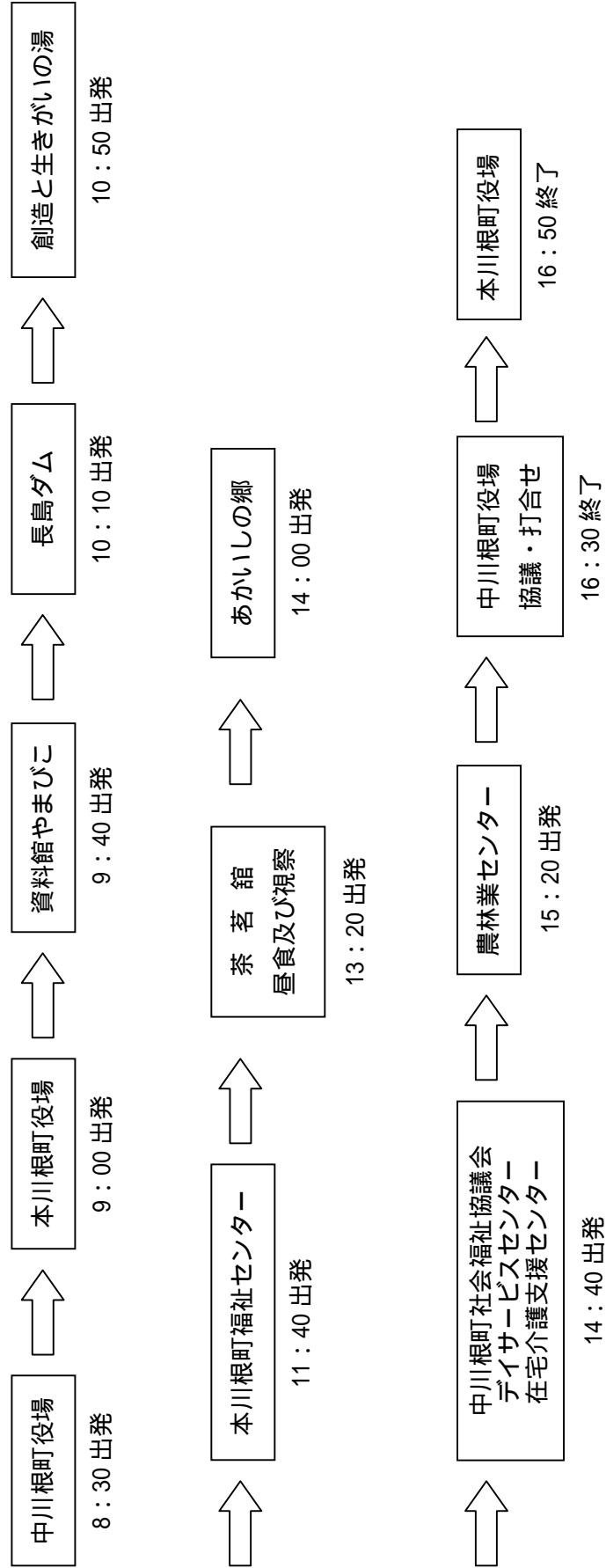
1. 日 時 平成16年1月14日(水)午前8時30分～午後4時50分
2. 内 容 第1回両町施設視察(タウンウォッチング)及び協議
3. 場 所 別添の行程表のとおり
4. 出 席 者 16名
5. 協議事項
 - 協議第1号 住民アンケートについて
住民の意向をくみ取るために、住民アンケート調査を実施する。なお、調査項目は2月上旬を目途に小委員会にて再度検討し決定する。
 - 協議第2号 次回の小委員会の予定について
第2回のタウンウォッチングを1月30日(金)に実施することに決定。

以上のとおり報告します。

新町建設計画策定小委員会 委員長 諸田 準一

第 1 回新町建設計画策定小委員会両町視察（タウンウォッチング）行程表

開催日 平成 16 年 1 月 14 日（水）
集合場所 中川根町委員 = 中川根町役場
本川根町委員 = 本川根町役場



報告第 14 号

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について、下記のとおり報告
します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
新町の名称及び事務所の位置選定小委員会
委員長 市川昌美

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について、中川根町・本
川根町合併協議会小委員会規程第 8 条の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

第3回 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会報告書

1. 日 時 平成16年1月22日(木)午前9時00分～

2. 場 所 本川根町千頭東区会館

3. 協議事項

(1) 新町の名称選定について

(2) 新町の庁舎機能と本庁舎位置について

(3) その他

以上のとおり報告します。

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会 委員長 市川昌美

協議案第 14 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

平成 年 月 日確認

協議案第 15 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

慣行の取扱いについて

- (1) 町章、町民憲章、町の花、木、鳥、歌は、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 表彰制度については、新町において新たに定めるものとする。

平成 年 月 日確認

提案第 11 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

一部事務組合等の取扱いについて

- (1) 一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日
に加入する方向で調整する。
ただし、川根地区広域施設組合の学校給食共同処理場の設置、管理及び運営に
関する事務については、新町に引き継ぐものとする。
- (2) 事務委託については、合併の前日をもって当該事務委託を廃止し、新町におい
て合併の日新たに事務委託をする方向で調整するものとする。
- (3) 第 3 セクターについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

協議事項調整内容

協議事項	一部事務組合等の取扱いについて
調整の内容	<p>(1) 一部事務組合については、合併の前日をもって合併の日に加える方向で調整する。 ただし、川根地区広域施設組合の学校給食共同処理場の設置、管理及び運営については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 事務委託については、合併の前日をもって当該事務委託を廃止し、新町において合併の日新たに事務委託をする方向で調整するものとする。</p> <p>(3) 第3セクターについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p>

現 況		摘 要
名 称	事 務 内 容 等	
< 一部事務組合 > 川根地区広域施設組合	(1) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (2) 学校給食共同処理場の設置、管理及び運営に関する事務	中川根町、本川根町、川根町
駿遠学園管理組合	(1) 知的障害児施設に関する事務 (2) 心身障害者生活寮に関する事務	中川根町、本川根町、島田市、藤枝市、焼津市、御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、大井川町、岡部町
島田・榛原地区広域市町村圏組合	(1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務 (2) 不燃物処理センターの設置及び管理並びにごみ等の処分に関する事務 (3) 移動図書館の設置及び管理に関する事務	中川根町、本川根町、島田市、榛原町、吉田町、金谷町、川根町
島田市・北榛原地区衛生消防組合	(1) ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務（川根3町は除く） (2) し尿処理施設の設置及び管理に関する事務（川根3町は除く） (3) 消防に関する事務 (4) ごみ処理施設の新設に関する事務	中川根町、本川根町、島田市、金谷町、川根町

現況			摘要
名称	事務内容等	構成市町村	
静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合	組合、市町村等の非常勤の公務員に対する補償に関する事務	中川根町、本川根町、県内の市町村及び一部事務組合	
静岡県市町村職員退職手当組合	組合、市町村等の職員に対する退職手当支給に関する事務	中川根町、本川根町、県内の市町村及び一部事務組合	
< 事務委託 > (社) 志太・榛原地域救急医療対策協会 (志太榛原地域救急医療センター)	(1) 救急医療に関する調査及び研究に関する事務 (2) 夜間の急患診療に関する事務	島田市、藤枝市、焼津市、榛原郡8町、志太郡2町、その他社団法人等 (協会へ事務委託)	
公平委員会	公平委員会の事務	(静岡県へ事務委託)	
< 第3セクター > (株) もりのくに	森の泉、もりのコテージ及び健康増進用広場の管理運営に関すること	(出資割合) 本川根町 61% その他 39%	

一部事務組合等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

【抜粋】

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

3～6 略

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

2 略

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条、及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

【抜粋】

（一部事務組合等に関する特例）

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関

係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

用語説明

一部事務組合とは

市町村の事務の一部を共同で処理するために設立された組合であり、市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から、ゴミ処理・消防・し尿等様々な事務処理のために各地で設置されている。
一部事務組合等の組織の変更及び廃止等については、地方自治法にその取り扱いが規定されている。

事務委託とは

一つの地方自治体が他の地方自治体に具体的な事務の一部を委託することをいう。

第3セクターとは

公共団体と民間企業の共同出資で設立される事業体のことです。

県内事例

【静岡市】(静岡市・清水市)

静岡中央卸売市場組合については解散し、その事務を新市に引き継ぐとともに、その他の事務の共同処理については、両市は合併の日の前日をもって協議会等から脱退し、合併の日に加する方向で調整する。

両市の財産区は、現行のとおりとする。

両市に設置されている公社のうち公法人については、合併時に統合し、その他の公社等については、合併時に再編するように調整に努めるものとする。

第3セクターについては、当面現行のとおりとする。

【御前崎町・浜岡町合併協議会】(御前崎町・浜岡町)

(1) 東遠定住圏施設組合及び榛原総合病院組合については、合併の日の前日をもって脱退する方向で調整するものとする。その他の一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に加する方向で調整するものとする。

(2) 榛原郡土地開発公社及び小笠郡土地開発公社は、合併の日の前日をもって脱退する方向で調整するものとする。

(3) 財団法人浜岡町振興公社は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(4) 第3セクターは、新市として加入するものとする。

(5) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加する方向で調整するものとする。ただし、連合会の所管事業所については、連合会の調整によるものとする。

(6) 東遠地区広域市町村圏協議会は、合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に加する方向で調整するものとする。

(7) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する契約を廃し、新市において合併の日に加する方向で調整するものとする。

(8) 志太榛原救急センターの事務委託については、合併の日の前日をもって当該委託に関する契約を廃する方向で調整するものとする。

【修善寺町外3町合併協議会】(修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町)

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 田方南部広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日に至るまでの事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、当該組合の職員の身分は、新市の職員として引き継ぐ。

(2) 田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合及び土肥町戸田村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に加する。また、共同処理する事務の対象は、現行のまま引き継ぐ。なお、西伊豆広域消防組合については、田方地区消防組合との間で受け入れ体制が整い次第脱退する。

(3) 田方郡交通災害共済組合、駿豆学園管理組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び静岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に加する。

提案第 12 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

協議事項調整内容

協議事項	公共的団体等の取扱い	関係項目
調整の内容	公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、新町の一体性を尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。	

現況		摘要
中川根町	本川根町	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 島田地区交通安全協会中川根分会 ・ 中川根町納税貯蓄組合連合会 ・ 中川根町社会福祉協議会 ・ 中川根町シルバー人材センター ・ 中川根町いきいきクラブ連合会 ・ 中川根町健康づくり食生活推進協議会 ・ 中川根町赤十字奉仕団 ・ 中川根町民生児童委員協議会 ・ 中川根町茶業振興協議会 ・ 中川根町林業研究会 ・ 中川根町獺友会 ・ 中川根町花の会 ・ 中川根町商工会 ・ 中川根町体育協会 ・ 中川根町婦人会 ・ 中川根町文化協会 ・ 中川根町教育会 ・ 中川根町PTA連絡協議会 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島田地区交通安全協会本川根分会 ・ 本川根町納税貯蓄組合連合会 ・ 本川根町社会福祉協議会 ・ 本川根町シルバー人材センター ・ 本川根町いきいきクラブ連合会 ・ 本川根町健康づくり食生活推進協議会 ・ 本川根町赤十字奉仕団 ・ 本川根町民生児童委員協議会 ・ 本川根町茶業振興協議会 ・ 本川根町林業研究会 ・ 本川根町獺友会 ・ 本川根町花の会 ・ 本川根町商工会 ・ 本川根町体育協会 ・ 本川根町婦人会 ・ 本川根町文化協会 ・ 本川根町教育会 ・ 本川根町PTA連絡協議会 ・ その他 	両町に共通する団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中川根町緑の少年団 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本川根町観光協会 ・ 本川根町中央青年団 ・ 千年の学校運営委員会 ・ その他 	両町独自の団体

公共的団体に係る法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

【抜粋】

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動、の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2（以下略）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

【抜粋】

（国、都道府県等の協力等）

第16条（第1項～第6項略）

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するためその統合整備を図るよう努めなければならない。

社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な

発達を図るために必要な事業

商工會法（昭和35年法律第89号）

【抜粋】

（地区）

第7条 商工會の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工會の地区は、他の商工會の地区又は商工會議所の地区と重複するものであつてはならない。

（市町村の廢置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工會の設立後にその地区たる市町村について廢置分合があつた場合において、その商工會（その商工會が廢置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工會と合併した場合（以下この条において「隣接商工會」との合併の場合）という。）にあつては、当該合併後存続する商工會又は当該合併によつて成立した商工會。以下この条において同じ。）の地区を廢置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工會が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工會の地区は、廢置分合前の市町村の区域（隣接商工會との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工會の地区のすべてを合わせた区域）とする。

行政実例

「公共的団体等」とは農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会体育会等の文化事業団体等いやくも公共的な活動を営むものはずべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない（行政実例昭和24年1月13日）

「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当（学説「逐条地方自治法」）

「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう（逐条地方自治法）のであって、公共的団体の内部組織たとえば役員を選任行為には及び得ないと解すべきである（行政実例昭和29年7月26日）

公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなくこれら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。（行政実例昭和24年1月13日）

県内事例

【静岡市】（静岡市・清水市）

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

【磐南5市町村合併協議会】（磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村）公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体のこれまでの経緯・実情を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。（H15.7.17確認）

【修善寺町外3町合併協議会】（修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町）

4町それぞれに存在する公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合を促進する。（H15.6.18確認）

提案第 13 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、下記のとおり提案します。

平成 16 年 1 月 22 日 提出

中川根町・本川根町合併協議会
会 長 鈴 木 敏 夫

消防団の取扱いについて

消防団は、合併時に統合し、新町の消防団の組織身分及び報酬等については、合併時まで調整する。

協議事項調整内容

協議事項	消防団の取扱いについて	関係項目
調整の内容	消防団は、合併時に統合し、新町の消防団の組織、身分及び報酬等については、合併時までに調整する。	

現況		摘要
中川根町	本川根町	
<p>1【組織】</p> <p>名称 中川根町消防団</p> <p>定員 296人（現団員 258人）</p> <p>職名及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 1人 ・副団長 3人 ・専任部長 9人 ・本部長 1人 ・分団長 14人 ・副分団長 14人 ・部長 28人 ・班長 43人 ・団員 183人 <p>構成 1本部 14分団</p>	<p>名称 本川根町消防団</p> <p>定員 280人（現団員 217人）</p> <p>職名及び定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 1人 ・副団長 3人 ・専任部長 10人 ・本部長 1人 ・分団長 12人 ・副分団長 12人 ・部長 16人 ・班長 36人 ・団員 189人 <p>構成 1本部 12分団</p>	<p>両町の消防委員会で協議を行う。</p>

現 況		摘 要
中川根町	本川根町	
<p>2【身分】</p> <p>団員の資格 本町に居住又は勤務する年齢18歳以上の者。</p> <p>任 期（団長以下班長までの役職）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団長、副団長、本部長、専任部長 2年 ・ 分団長、副分団長、部長、班長 原則的に1年 （分団の実態に即し内規をもって定めるものとする） 	<p>団員の資格 本町に居住又は勤務する年齢18歳以上45歳以下の者。ただし、団長、副団長、専任部長及び分団にあつては、その分団の実情により必要がある場合はこの限りでない。</p> <p>任 期（団長以下班長までの役職）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団長、副団長、専任部長 2年 （再任を妨げない） ・ 分団長、副分団長、部長、班長 1年 （分団の実情により、必要がある場合は、この限りでない） 	
<p>3【報酬（年額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団長 100,000円 ・ 副団長 80,000円 ・ 専任部長 60,000円 ・ 本部長 60,000円 ・ 分団長 52,000円 ・ 副分団長 36,000円 ・ 部長 30,000円 ・ 班長 25,000円 ・ 団員 20,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団長 100,000円 ・ 副団長 80,000円 ・ 専任部長 60,000円 ・ 本部長 52,000円 ・ 分団長 52,000円 ・ 副分団長 36,000円 ・ 部長 30,000円 ・ 班長 25,000円 ・ 団員 20,000円 	

現 況		摘 要
中川根町	本川根町	
<p>4【行事等】</p> <p>辞令交付式 実施日：4月1日 会場：中川根町健康増進施設 参加者：既団員（分団長）、新入団員、本部 内 容：辞令交付</p> <p>消防出初式 実施日：1月第1日曜日（正月3箇日を除く） 会場：中川根町立中川根中学校グラウンド 参加者：消防団全員、本部 内 容：訓練礼式、ポンプ車・小型ポンプ操法、表彰</p> <p>秋季連合訓練 実施日：9月第1日曜日 会場：中川根町立中川根南部小学校グラウンド 参加者：消防団全員、本部 内 容：訓練礼式、ポンプ車・小型ポンプ操法</p>	<p>春季演習 実施日：4月第1日曜日 会場：本川根町立南小学校グラウンド 参加者：既団員、新入団員、本部、退団者 内 容：辞令交付、ポンプ車・小型ポンプ操法</p> <p>消防出初式 実施日：1月第2日曜日 会場：本川根町立南小学校グラウンド 参加者：消防団全員、本部 内 容：ポンプ車・小型ポンプ操法、表彰</p>	

消防団の取扱いに関する法令

消防組織法（昭和22年法律第226号）

【抜 粋】

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

（市町村の消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

（1）消防本部

（2）消防署

（3）消防団

（消防団）

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 略

（消防団員）

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団員の任免等）

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

県内事例

【静岡市】（静岡市・清水市）

消防団については、当面現行のとおりとする。

ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合併時に統一する。

【磐南5市町村合併協議会】（磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村）

消防団の取扱いについては、合併時に統合する。

なお、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において適正な組織体制について検討するものとする（H15.7.17）

【御前崎町・浜岡町合併協議会】（御前崎町、浜岡町）

・消防団は、合併時に統合し、御前崎市消防団とする。

・現在の消防団員はそのまま新市に引き継ぐ。

・分団については、御前崎4分団、浜岡7分団とし、計11分団で活動することとし、組織は、11分団27部と女性隊28部の構成とする。

・階級は、団長1人、副団長3人、本部長5人、分団長11人、副分団長11人、部長28人、班長28人、団員329人とする。

・消防本部機能を設置し、火災現場での水利の指示、交通整理等、

消防団諸行事の事務や運営を担当する。

・御前崎町にある女性消防隊は現行のとおり存続する（H15.7.1）

【修善寺町外3町合併協議会】（修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町）

消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。

新市の消防団の組織体制、報酬手当等は合併時までに調整する。

（H15.6.18）

5. その他

ホームページの開設について

1月13日から公式ホームページを下記のアドレスにて公開中。このアドレスは、各町の広報紙、会報等でも周知します。

<http://www.nakahon-gappei.jp/>

平成16年度中川根町・本川根町合併協議会の協議日程等について

	開催年月日	開始時間
第7回	平成16年 4月15日(木)	午後1時30分
第8回	平成16年 5月20日(木)	午後1時30分
第9回	平成16年 6月17日(木)	午後1時30分
第10回	平成16年 7月15日(木)	午後1時30分
第11回	平成16年 8月19日(木)	午後1時30分
第12回	平成16年 9月16日(木)	午後1時30分

原則として第3木曜日に開催する。

電算機器の共同利用について

第4回中川根町・本川根町合併協議会委員出欠名簿

区分	氏名	町名等	委員区分等	出欠
会長	鈴木敏夫	本川根町	町長	×
副会長	杉山嘉英	中川根町	町長	
委員	土屋優行	中川根町	助役	
	藺田宏太郎		収入役職務代理者	
	澤村迪男		教育長	
	瀧尾輝久		議員	
	小澤省吾			
	大片富士夫			
	湯口勝			
	諸田準一		学識経験者	
	松原芳子			
	川崎好和			
	太田侑孝			
	佐藤公敏	助役		×
	本川根町	大下敏郎	収入役	
		澤畑義照	教育長	
		芹澤徳治	議員	
		市川昌美		
		中村弘司		
		佐藤四郎	学識経験者	
		望月孝之		×
		向島祥子		
大石博人				
山下喜隆				
雪山敏行	静岡県職員	志太榛原県行政センター所長		

第4回

合併協議会会議録

平成16年1月22日(木)

中川根町・本川根町合併協議会

第4回 中川根町・本川根町合併協議会

日 時 平成16年1月22日(木) 午後1時30分

会 場 本川根町役場千頭東区会館

出席委員(22名)

副会長	杉山 嘉英	中川根町長	委 員	土屋 優行	中川根町助役
委 員	藺田宏太郎	中川根町収入役	〃	大下 敏郎	本川根町収入役
		職務代理者			
〃	澤村 迪男	中川根町教育長	〃	澤畑 義照	本川根町教育長
〃	瀧尾 輝久	中川根町議会議員	〃	小澤 省吾	中川根町議会議員
〃	大片富士夫	中川根町議会議員	〃	芹澤 徳治	本川根町議会議員
〃	市川 昌美	本川根町議会議員	〃	中村 弘司	本川根町議会議員
〃	湯口 勝	中川根町学識経験者	〃	諸田 準一	中川根町学識経験者
〃	松原 芳子	中川根町学識経験者	〃	川崎 好和	中川根町学識経験者
〃	太田 侑孝	中川根町学識経験者	〃	佐藤 四郎	本川根町学識経験者
〃	向島 祥子	本川根町学識経験者	〃	大石 博人	本川根町学識経験者
〃	山下 喜隆	本川根町学識経験者			
〃	雪山 敏行	静岡県職員、志太榛原県行政センター所長			

欠席委員(3名)

会 長	鈴木 敏夫	本川根町長	委 員	佐藤 公敏	本川根町助役
委 員	望月 孝之	本川根町学識経験者			

議事日程

1．開会

2．会長挨拶

3．経過報告

4．議題

(1) 報告事項

報告第13号 新町建設計画策定小委員会の会議結果について

報告第14号 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について

(2) 協議事項

協議案第14号 条例、規則等の取扱いについて

協議案第15号 慣行の取扱いについて

(3) 提案事項

提案第11号 一部事務組合等の取扱いについて

提案第12号 共的団体等の取扱いについて

提案第13号 消防団の取扱いについて

5．その他

- ・ホームページの開設について
- ・平成16年度中川根町・本川根町合併協議会の協議日程等について
- ・電算機器の共同利用について

6．閉会

大石 守廣事務局長

ただいまから第4回中川根町・本川根町合併協議会を開催いたします。

本日の会議につきましては、お手元にございます会議次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、本日は座席の並び順もこのように中川根町と本川根町、交互の委員さん、座るように改めさせていただきましたので、その点をよろしくお願いいたします。

なお、本日、会長が都合によりましてこの会議を欠席いたしますので、規約第8条第2項に基づきまして、副会長が代理をいたしますので、あらかじめご報告をさせていただきます。

また、本日、佐藤委員と望月委員、このお二方、ご欠席をされますので、ご了承をいただきたいと思います。

また、本日の会議には半数以上の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、この会議が成立しておりますこともあわせてご報告をいたします。

それでは、開会に当たりまして、杉山副会長よりごあいさつを申し上げます。

杉山 嘉英副会長

副会長の杉山でございます。

本日は大変寒い中、ご苦労さまであります。

昨年大変お世話になって、3回の協議会を開催してまいりましたけども、年が変わりまして、またこれから協議を続けていきます。委員の皆さんには大変それぞれ日常のお仕事等忙しいかと思っておりますけども、今後ともよりよい合併をするためにご協議を賜りたく、本年もよろしくお願いいたします。

今、進行の局長の方からありましたけども、当協議会の会長であります本川根町長、きょうは奥地開発道路協会が行っている静岡県西部地域の開発整備に関する提案の会というのがあります、それに対して出ております。今、両町におきまして一番大事な課題というのは、この協議会も含めて合併であるというのは皆同じ考えだと思いますけども、それと同時に我々はそれぞれ現在、今までの行政の業務を抱えております。それもしっかりこなしていくことも住民生活あるいはまちづくりのために必要なことかと思っております。委員の皆様も大変お忙しい中、曲げてきょうこうした協議会に出ていただいた、そういったところで会長が欠席というのは、大変申しわけないわけでありまして、どうしても今後の地域づくりを考えていく上で、こうした奥地開発道路協会の中にしっかり地元の意見を出していく、そういったことも大事なことで考えておりますので、きょうは町長とも相談しましたけども、「こちらの方の協議会は何とか私の方で進めさせていくので、町長、じゃそちらの方で」というふうな話し合いの中でこうしたことになり、大変申しわけないと思っておりますけども、ご理解をいただきたいと思います。

昨年の協議会以降、新町建設策定の小委員会あるいは幹事会等を開いております。そういったことを積み重ねながらよりよい合併をしていきたいと思っております。

ちょっと話が変わりますが、昨日と一昨日、3町協議会の方で新潟県の高柳町というところへ行ってまいりました。高柳町というのは合併に対して前向きに検討しながら、大きいと

ころと一緒にするわけで、柏崎市と一緒にするわけで、その中で地方自治組織を中心課題に置いて、その中で今回の合併を乗り切っていこうというような町であります。人口は 2,300程度の小さな町でありますけども、非常に前向きに今回の合併の中での地域づくりを考えていた。そういった検証をしてまいりました。報告書をまとめて、また皆様にも彼らが考えているということを伝えていきたいなと思います。きっと我々がこれから地域づくりを考えるときに、条件は違いますけども、参考にすべき点が多いかなというふうなことを私は感じてきました。

いずれにしろ、まちづくりに関しては、危機感もさることながら、やることも我々よりも10年ぐらい先に進んでいるのかなと、そんな感覚をしてきました。やはり物事を真剣に、そして、住民参加を得ながら進めていくことが大事かなというふうに私は感じてまいりました。今回も住民参加でまちづくりができますよう、皆様のご提案をしていただきたいと思います。

それでは、ただいまより合併協議会を始めていきますので、よろしくご協議のほどお願いいたします。

大石 守廣事務局長

ありがとうございました。

それでは次に、次第の3番目になりますが、前回の協議会以降に実施をしました主な事業につきましてご報告をいたします。

別紙のA4サイズで、経過報告と書かれています紙の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、12月18日になりますが、第3回協議会終了後、第1回目の新町建設計画策定小委員会を開催いたしました。そして、委員長、副委員長の選出を行いました。委員長には諸田委員、副委員長には望月委員が選任をされております。

次に、1月14日になりますが、第2回目の新町建設計画策定小委員会を開催しております。会議の内容、結果等につきましては、この後の議題の中でまとめてご報告をさせていただきます。

次に、1月15日になりますが、第4回目の幹事会を開催しまして、協議会に提出します協議案、提案事項等についての協議、検討を行いました。

経過報告につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、これより会議に入らせていただきます。

会議の議長は、規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることになりますが、本日の会議の進行につきましては副会長にお願いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

それでは、規約に基づきまして、しばらく議長を務めさせていただきます。

早速議事に入りたいと思います。

お手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、報告第13号 新町建設計画策定小委員会の会議の結果について、小委員会委員長の諸田委員長からご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

諸田 準一委員長

それでは、協議会の委員会報告をいたします。

平成15年12月18日ですが、第1回の小委員会を開催いたしました。それに基づきましてご報告をさせていただきます。

18日の1時から4時40分までということで協議をさせていただきました。場所は中川根町役場でございます。

それから、出席者は16名でございます。

協議事項といたしましては、第1号 委員長及び副委員長の選任ということで、互選により委員長に私、そして副委員長に本川根の望月孝之さんを選出いたしました。

それから、第2号でございます。新町建設計画策定基本方針についてということと、第3号は新町建設計画策定スケジュールについて、これは事務局からの資料の提示をいただきまして、説明を受けております。

第4号につきましては、新町建設計画の基本構成について、先進地の事例等を参考にしながら、別添の新町建設計画の基本構成について、ではこのとおりということにいたしました。この基本構成につきましては、後から事務局の方から説明をいたします。

第5号 住民アンケート調査の実施について、これも事務局からのアンケート調査(案)を示されまして、実施方法、設問等の提示、説明を受け、この次の次回の検討課題ということに、再度検討するというように決定をいたしました。

それから、第6号の両町視察(タウンウォッチング)ですが、これにつきましては、2回に分けて両町の施設視察を実施するというように決定をいたしました。第1回を平成16年1月14日に実施いたしました。

以上のとおり報告いたします。

新町小委員会委員長諸田準一。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

事務局から何か追加して説明することがありましたらお願いいたします。

野崎 郁徳事務局

それでは、委員長の説明に続きまして、3ページの基本構成についてご説明いたします。

合併特例法の第5条第1項といたしまして、市町村建設計画はおおむね次に掲げる事項について作成されるものという規定がございます。基本方針、建設のなるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画という形のものが合併特例法の中の規定でございます。それらを踏まえまして、ここにあります基本構成、第1章の序論から始まりまして以下、新町の概況、主要指標の見直し、基本方針、主要施策、新町における県事業の促進、公共施設の統合整備、財政計画、以上第8章にわたる集約によりまして、新町建設計画の基本的な構成、枠組みについては検討するというように小委員会で決定されました。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

今、報告第13号の新町建設計画策定小委員会会議結果についての委員長報告がありました。

何か、報告事項でありますけれども、もう少し説明していただきたい点、あるいはまた不明な点がありましたら、どうか挙手をして発言をお願いいたします。

今の1回目の会議あるいはこの新町建設計画の基本構成については何かなければ、2回目の方の1月14日の分の報告に移りますけども。それでは、後からでもまた結構ですので。

2回目の1月14日の小委員会の報告の方をお願いいたします。

諸田 準一委員長

それでは、第2回目の新町建設計画策定小委員会の報告をいたします。

前回協議いたしましたタウンウォッチングのことですが、日は16年1月14日、8時半から4時50分までの時間で視察をいたしました。

内容といたしましては、ここに次のページにタウンウォッチングの行程等書いてありますけれども、第1回の両町の視察につきましては、特に観光・文化の面、また保健とか福祉に関するそうしたことを行程の中に入れて視察をいたしました。行程のことにつきましては別添のとおりでございますが、ちょっと説明をいたしますが、役場から出発しまして、見ていただければわかるとおりでございますが、寒い中でございましたけれども、一日じゅうをかけて、委員会の方もご協力いただきまして、スムーズに視察ができました。出席者は16名でございます。

協議事項といたしましては、これは視察を終了後、協議をされたわけでございます。

協議の第1として、住民アンケートについてということで、住民の意向を酌み取るための住民アンケート調査を実施すると。なお、調査項目としましては、2月上旬ごろをめぐりして小委員会にて再検討し、決定すると。

それから、第2号です。次回の小委員会の予定については、第2回のタウンウォッチングを1月30日に実施することに決定をいたしました。

以上のとおり報告いたします。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

何か事務局の方から追加、補足はありますか。

今タウンウォッチングと住民アンケートについての協議の報告がありました。

何か質問あるいは確認することがありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ、委員長。

諸田 準一委員長

第2回目の委員会の方のウォッチングのことにつきましては、特に観光とかあるいは交流施設等を中心に視察をするということになっていきますので、つけ加えいたします。

杉山 嘉英副会長

もしよければ、住民アンケートについて何か協議したことがあったとか、ちょっとしたこんなことをというようなことがありましたら、報告できることがありましたらお願いしたいと思いますけども。特になければ結構ですけども。

野崎 郁徳事務局

今、委員長報告でありましたけども、アンケートの設問につきましては、2月上旬をめどに再度協議させていただいて実施をするという予定をしております。内容等については現在協議中ということですので、よろしく願いいたします。

杉山 嘉英副会長

ということであります。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

杉山 嘉英副会長

それでは、特にご意見等もないようですので、この報告第13号の新町建設計画策定小委員会の会議結果については、ご承認いただけたものとして、報告済みとさせていただきます。

それでは続いて、次の報告第14号 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について、小委員会委員長の市川委員長の報告をお願いいたします。

市川委員長。

市川 昌美委員長

それでは、第3回新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の報告をいたします。

本日午前中9時から11時50分まで熱心に討議していただきました。

出席者は12名で、まず協議事項になりますけれども、1、新町の名称選定について、小委員会における第1次選定、第2次選定の具体的な方法について最終決定しました。第1次選定は、委員1人3点までを選定し、第2次選定は、第1次選定で選ばれた中から委員1人2点までを提案して、最終的に協議会へ提案する候補、5点以内を決めることになりました。

なお、無記名による応募は無効の取り扱いとすることになりました。

第2、新町の庁舎機能と本庁舎位置について。

新町の事務所の方式については、合理化した総合支所方式とすることを確認しました。

なお、本庁舎の位置及びそれぞれの庁舎の機能については、次回以降の小委員会において検討することになっております。

3、次回小委員会については、事務局にて日程調整の上、2月上旬に開催することとなっております。

以上のとおり報告いたします。

新町の名称及び事務所の位置選定小委員会委員長市川昌美。

以上でございます。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

ただいま報告第14号 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について、市川委員長より説明がありました。

これも報告事項ではございますが、大事なことであります。説明の中でまた不明な点ございましたら、挙手をもって発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。

大石 博人委員

その総合支所方式というのはどういうことなのか、説明していただきたい。

市川 昌美委員

前回の資料の中にあると思いますけれども……。

大石 博人委員

ない。資料もらってない。

杉山 嘉英副会長

それでは、事務局の方から説明と同時に、資料がない方にはその部分がある資料を提出願えば、協議がスムーズに進むと思います。

総合支所方式というのは、一般論で説明をまず願いたいと思います。

野崎 郁徳事務局

また言葉だけで説明させていきますとちょっとわかりにくい点があるかと思いますが、まず言葉で言いますと、総合支所方式とは、管理部門、総務的部門や、各種事務局部門を除き、従来の合併対象市町村の庁舎における行政機能をそのまま残すと。概念でそう思っただければ、総務課であるとか議会事務局は統合をして1つにするが、窓口でありますとか、直接住民にサービスを提供する各種相談業務をつかさどる部門については、従前のおりを庁舎に残すという考え方のものであります。イメージ的には、総務企画部門が1つになるんですけども、住民課とか戸籍であるとか健康等の部門については、既存の施設に残るという形の用法になります。

ただ、今回合理的だという注釈をつけたものについての言葉については、合併に伴う合理的効果をうたうということから、内容については、今後詳細について検討していき、統合して省力化、合併効果が上がるものについては検討していくということから、合理的な総合支所方式という形にさせていただきました。

以上です。

模式図のものをコピーにとります。でき次第、また皆さんの方にお届けしたいと思います。

杉山 嘉英副会長

今コピーしておりますので、そのほか何かこのことについて理解を深めていきたいとか、そういったことで何か質問がありましたら、どのようなことでも構いませんのでお願いいたします。

新町構想にかかわる大きなことでありますので、委員の方々の理解は深めていきたいと考えておりますので、どうかここはどうなんだということを遠慮なくご質問をお願いいたします。

事務局から補足説明させますのでお願いいたします。

野崎 郁徳事務局

小委員会の協議でございますけれども、今、委員長の方から報告ありました総合支所方式を取り入れて進むに当たりまして、現在のそれぞれの役場、庁舎においての住民サービス業務の内容等から勘案しまして、住民サービスの業務を低下させないということの原則のもとに、ど

のような庁舎方式をとるべきかという形の議論の中から、総合支所方式という形の現在の結論が出たところです。今後の検討についても、どのような業務が総合支所方式という形になって住民サービスを低下させないという形からふさわしいかという議論の検討した後に、それぞれのでぜひ部署の検討という形に入っていきたいというような協議になっております。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

そのほか確認事項がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

杉山 嘉英副会長

特にないようでしたら、報告第14号 新町の名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果については、委員の方のご承認をいただけたものとして、報告済みとさせていただきます。後ほど資料を配付したいと思います。

それでは続きまして、協議案第14号 条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。

条例、規則等の取扱いについては、前回の協議会におきまして事前に説明をさせていただいております。詳しい説明は省略させていただきますが、その後の調整内容等につきましては、ただいま事務局から説明をさせます。

事務局、お願いいたします。

大石 守廣事務局長

それでは、資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

協議案第14号 条例、規則等の取扱いについて。

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

条例、規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

以上の調整内容でございます。

杉山 嘉英副会長

そう言われても、何質問していいかわからない。

とりあえずこれからやるということのスタートでありますけども、一応ここでこれから持ち帰って協議をするわけですけども、この段階で説明……。失礼しました。前回、協議、提案してありますので、ここで決定していただきますので、ご意見等がありましたら出していただきたいと思っております。

昨年というか、18日の第3回の提案第9号になりますけども、そこに細かく書いて、そのときも説明しましたけども、もう1回確認の意味でもそこへさかのぼっての質問でも結構ですので、一応確認をしていきたいと思っております。異議がなければ承認いたしますけれども、どうでしょう。

(発言する者なし)

杉山 嘉英副会長

それでは、特にご質問等がございませんので、本件につきましては、提案のとおり承認とい

うことで確認していただいたものしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

杉山 嘉英副会長

では続きまして、第15号 慣行の取扱いについてを議題といたします。

この議題につきましても、前回の協議会におきまして事前に説明をさせていただいておりますので、調整内容につきましては、事務局より説明をさせていただきます。ありましたらお願いいたします。

大石 守廣事務局長

それでは、資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

これも前回提案させていただきましてご説明いたしましたので、調整内容のみ朗読をさせていただきます。

協議案第15号 慣行の取扱いについて。

慣行の取扱いについて、下記のとおり提案します。

(1) 町章、町民憲章、町の花、木、鳥、歌は、新町において新たに定めるものとする。

(2) 表彰制度については、新町において新たに定めるものとする。

以上の調整内容でございます。

杉山 嘉英副会長

前回提案いたしましたこの慣行の取扱いについて、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

杉山 嘉英副会長

それでは、協議案第15号 慣行の取扱いについては、提案どおり確認いただいたものとさせていただきます。

ありがとうございます。

今、総合支所方式の紙が回りましたけども、これについてももう一度確認しておきたいということがありましたら、説明をさせますけども、よろしいでしょうか。

あくまでも住民生活を低下させないということで、先にこの方式が決定しているわけでございます。そういったことで、それにはこれがいいたろうという結論だという報告を受けておりますので、もし……。

大石さん。

大石 博人委員

資料ができたところで、デメリットもあるようですので、その辺もう一度説明し直してください。

杉山 嘉英副会長

今、大石委員の方からありましたので、特にどういうデメリットを克服していくかということについて、重点的に少し協議の内容等について説明をお願いいたします。

野崎 郁徳事務局

唯今お分けしたものは、あくまでも模式図というとらえをしていただきたいと思います。ここにありますメリット、デメリットも、まず一般論的に挙げられるメリット、デメリットでありまして、当合併の場合につきましては、先ほどもご説明をいただきましたが、基本的に住民サービスの低下を生じない、むしろ住民サービスのアップにつながるという形の業務の内容確認をしていくと。詳細については今後も詰めていくという形を受けまして、とり得る方式として、合併後、庁舎の位置については、大枠として他に、幾つかの町を合併して1つの庁舎に統合する本庁方式と、それぞれ職務を掌握して実際何ヵ所かに分け、総務企画部門はAという庁舎、産業振興についてはBという庁舎、福祉についてはCという庁舎というような形の分庁方式と言われているものと、この総合支所方式と、大きく分けて、方式という形で分けますと、その3つが挙げられております。

基本的にその中で分けますと、言葉としては総合支所方式、今お分けしました模式図に最も近いものと、そういうように考えておりますけども、中身の一番下の住民から始まりまして教育委員会という枠のくくりの中については、今後、小委員会において、どのような形で直接住民に接する部門については庁舎にどのような機能を残していくかという形の協議をしていくという形でご理解をいただきたいと思います。

したがいまして、イメージ的には、一定ここにありますように、幾つかの統合できる部門、左の庁舎にいきますと総務企画部門であるとか議会部門が統合されて片方に集まる。それ以外のものの中で、住民生活、住民サービスに直接影響があるものについては、それぞれ今の状態を残すという形で検討をしていくというふうにご理解をいただきたいと思います。

メリットの中にあります人件費の削減であるとか事務の効率等についても今後協議をしていきまして、削減できるものは削減し、より効率の高い合併を目指すという形で、今後とも小委員会で協議していくということになっております。

以上でございます。

杉山 嘉英副会長

今事務局から説明がありました。

何かほかに、あるいはこのことについて質問、確認等がありましたらお願いいたします。

ここにも一般的な意味でのデメリットが書かれておりますけど、そういったものをより少なくする中で、こうした支所のあり方を考えていきたいという方向だと思っております。またこれからも検討していきながら、また、それぞれ委員の方の提言を受けながらこれを煮詰めていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

それでは、一応これで協議が終わりましたので、今度は提案事項の方に入っていきたいと思っております。

提案第11号 一部事務組合等の取扱いについてを提案させていただきます。

この議案につきましては、本日提案内容の説明をいたしまして、次回の協議会で取り扱いのご確認をいただきたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

大石 守廣事務局長

それでは、資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

提案第11号 一部事務組合等の取扱いについて。

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

(1) 一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する方向で調整する。

ただし、川根地区広域施設組合の学校給食共同処理場の設置、管理及び運営に関する事務については、新町に引き継ぐものとする。

(2) 事務委託については、合併の前日をもって当該事務委託を廃止し、新町において合併の日に新たに事務委託をする方向で調整するものとする。

(3) 第3セクターについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

次に、資料の13ページをごらんいただきたいと思います。

このページの右側の下半分のところに用語の説明ということで掲載をさせていただきましたが、一部事務組合とは、市町村の事務の一部を共同で処理するために設立された組合であり、1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由で設置をするもので、ごみ処理、消防、し尿処理等、さまざまなものがございます。

次に、事務委託とは、1つの地方自治体が他の地方自治体に具体的な事務の一部を委託することをいいます。

また、第三セクターとは、公共団体と民間企業の共同出資で設立をされず事業体のことをいいます。

これらのものを総称いたしまして一部事務組合ということになります。

それでは、資料の11ページにお戻りください。

まず最初に、一部事務組合についてでございますが、両町に関係します一部事務組合は、ごらんのとおり、川根地区広域施設組合、駿遠学園管理組合、以下静岡県市町村職員退職手当組合までの6つの組合がございます。それぞれの組合の事務内容、構成市町村につきましては、ごらんのとおりとなります。これらの組合につきましては、合併の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入をするというものでございます。

なお、この中で川根地区広域施設組合につきましては、この11ページの資料の中にありますように、3川根町を構成町としてし尿処理に関する事務と学校給食に関する事務の2つの事務処理を行っておりますが、このうち学校給食につきましては、本川根町と中川根町のみに関係をする事務処理であります。2町が合併した場合には、共同で処理する事務はなくなることとなりますので、学校給食に関する事務につきましては、新町に引き継ぐというものでございます。

次に、事務の委託についてでございますが、事務の委託につきましては、志太・榛原地域救急医療対策協会への事務委託と静岡県公平委員会への事務委託がございます。この事務委託の内容、構成市町村はごらんのとおりでございますが、この2つにつきましては、合併の前日をもつ

て当該事務委託を廃止し、合併の日に新たに事務委託をするというものでございます。

次に、第三セクターについてとなりますが、株式会社もりのくにについてであります。これは本川根町のみが関係をするもので、森の泉、もりのコテージ等の管理運営に関する事務を行っております。この取り扱いにつきましては、組織、事務内容等、現行のまま新町に引き継ぐというものでございます。

また、13ページの左側から右上段にかけましては関係する法令、そして、14ページには県内の先進事例ということで掲載をさせていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明は終わります。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

それでは、提案第11号 一部事務組合等の取扱いについてご質問、ご意見等をお受けいたします。何か確認しておきたいことがありましたらお願いいたします。

これがスタートとであります。これからまたそれぞれ協議していかなきゃなりませんので、どのようなことでも構いませんので、わからないこと、あるいは確認したいこと、ご発言をお願いいたします。

何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

杉山 嘉英副会長

それでは、特にないようですので、提案第11号 一部事務組合取扱いについては、提案どおりとさせていただきます。

続きまして、提案の第12号 公共団体等の取扱いについてを提案させていただきます。

この議案につきましても、本日提案内容の説明をいたしまして、次回の協議会で取り扱いの確認をしていきたいと思っております。

それでは、事務局より資料に基づいて説明を行っていただきます。

大石 守廣事務局長

それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

提案第12号 公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いについて、下記のとおり提案します。

公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとするという提案の内容でございます。

合併特例法第16条の第8項で、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならないという努力義務が定められております。

それでは、18ページの左側の資料をごらんいただきたいと思います。

公共的団体等とはいうことで行政実例を掲載してありますが、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体

を含み、法人格を持つかどうかは問わないものとされております。

次に、資料の16ページにお戻りいただきたいと思います。

主な公共的団体等ということで、両町に関係をします団体と両町で独自の団体をそれぞれ掲載してあります。

まず、両町に共通する団体としましては交通安全協会、納税貯蓄組合、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの団体がございます。また、どちらか一方の町にしか存在しない団体の主なものといたしまして、中川根町の緑の少年団、本川根町観光協会、本川根町青年団、本川根町の千年の学校運営委員会などがございます。

これらの団体の中で、社会福祉協議会につきましては、社会福祉事業法によりまして、1つ又は2つ以上の市町村に設置をされることと規定をされておりますので、社会福祉協議会につきましては、遅くとも合併時までには統合を行う必要がございます。

また、商工会につきましては、原則行政区域と一致することが商工会法で規定をされておりますが、商工会につきましては、合併に伴う特例がありまして、商工会の定款の変更、また、商工会の解散するまでの間は従前の区域とすることができるということで規定をされております。

このようにそれぞれの団体に根拠となります法がある場合は、その法に沿って調整をすることになります。

また、地方自治法の第157条第1項には、普通地方公共団体の長は区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができることとされておりますが、合併市町村の一体性の速やかな確立を図る観点から、組織の統合、再編等について、各団体の設立の経緯、実情等を尊重しながら調整に努めるよう、公共的団体等には理解を求めていくことが必要であるのではないかなと考えます。

それから、17ページには関係する法令、また、18ページの右側には県内先進事例を掲載してありますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

幅広いこれは項目になりますけれども、ご質問等がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

芹澤 徳治委員

遺族会があるわけなんですけれども、この遺族会というのはどういうところに団体として当てはまるんですか。その辺をちょっと聞かせてください。

杉山 嘉英副会長

はい。今、芹澤委員の方から、例えば遺族会というのはどのような分類に入るのかという質問でありましたけれども、事務局、どうぞ。

大石 守廣事務局長

遺族会につきましても、この公共的団体の中に入りますので、合併に際しましては統合する

方向でご協議をいただくということになります。

また、この表に掲載してございますのは、本当に主なものだけでございますので、皆さん関係する団体はほとんどこの公共的団体の中に入るものと考えます。

芹澤 徳治委員

了解。

杉山 嘉英副会長

はい。今事務局からの説明のとおりであります。

そのほかどうぞ。

事務局に確認しますけども、この中で合併までに必ず調整しなければならないというものについて、もう1回確認をお願いいたします。今シルバーもそうではないかというご意見もありましたけども。

大石 守廣事務局長

シルバーにつきましては、法人格を持つものと法人格を持たないものがございます。この法人格を持つものにつきましては、合併までに統合する必要がございます。ただし、法人格を持たないものは、必ずしも統合する必要はないとは言いませんけど、必ずということではございません。

杉山 嘉英副会長

両町のシルバーは。

大石 守廣事務局長

中川根町は法人格を持っておりませんので。

杉山 嘉英副会長

ということであります。中川根町は法人格を持ってないので、法的には合併までに必ずしなきゃならないという網にはかからないんですけど、性格上していかなきゃならないものは当然出てきますので、これからそれに従って調整作業を進めるということであります。基本的には、このそれぞれの団体の事情等がありますので、時間をかけていくものもあろうかと思えますし、性格上、ある程度早期に合併しても機能は損なわれないものがあるかと思えます。そういった部分を含めて調整作業をそれぞれやっていきたいと思っております。

はい、どうぞ。

大石 博人委員

その他の中に入るのかも知らんけども、区長会とか総務委員会の

杉山 嘉英副会長

どうぞ。

大石 守廣事務局長

事務局ですけども、ただいまの区長会とかそういうことに関してでございますけど、それにつきましては、協定項目の中で、自治会・行政機構連絡機構の取り扱いという項目がございますので、そちらの方で協議、検討はさせていただくことになります。

杉山 嘉英副会長

全体の中の協定項目の中にそれが入っているということですので、この項目ではないけれども、当然協議をしていくということで。

それぞれこれから調整作業に入ることですので、こんなことはどうですかということはお自由に発言していただいて、よりスムーズあるいは効果的にしていきたいと思いますので、提言あるいは発言がありましたらお願いいたします。

はい。それでは、この提案第12号 公共的団体等の取扱いについては、公共的団体については法の趣旨に従った調整を進めるということで提案どおりとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

杉山 嘉英副会長

続きまして、提案の第13号 消防団の取扱いについてを提案させていただきます。

この議案につきましても、本日提案内容の説明をいたしまして、次回の協議会で取り扱いの確認をいただきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

大石 守廣事務局長

それでは最初に、資料に不備がございましたので、申しわけありませんが資料の訂正をお願いいたします。

22ページ、23ページの部分をお手元に配付してございますものと差しかえをお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

提案第13号 消防団の取扱いについて。

消防団の取扱いについて、下記のとおり提案します。

消防団は、合併時に統合し、新町の消防団の組織・身分及び報酬等については、合併時まで調整する。

次に、消防団の現況につきましてご説明をいたします。

これにつきましては、資料の20ページから22ページになりますが、まず最初に20ページをごらんいただきたいと思います。

両町の消防団の組織について掲載をしてありますが、名称につきましては、それぞれ中川根町消防団、本川根町消防団となっております。

また、定員、職名及び定数、構成等につきましては、ごらんのとおりの現況でございます。職名につきましては、両町での違いは特にございません。

次のページをお願いいたします。

身分と報酬につきましての現況でございます。

身分につきましては、両町でごらんのようにより多少の違いがございます。また、報酬につきましてはほとんど同じでございますが、本部長の報酬のみ中川根町の6万円に対しまして、本川根町では5万2,000円となっております。

次に、22ページをごらんいただきたいと思います。

行事等ということで主なものを掲載してございますが、内容はごらんのような違いがございます。

両町における消防団は以上のような現況となっておりますが、これらのことを踏まえまして、両町の消防委員会で協議を行っていただき、調整をしていただくということで提案をさせていただきます。

なお、23ページには関係します法令、また県内先進事例ということで掲載をしてありますので、参考にさせていただきたいと思います。

消防団の取り扱いにつきましては、以上で説明を終わります。

杉山 嘉英副会長

ただいま提案13号の説明が終わりました。

何かこの消防団のことにつきまして確認事項、質問がありましたらお願いいたします。

この案件につきましては、摘要にありますように、両町の消防委員会で協議をまず行ってもらうことになっております。基本的な方向等にありまして何か質問がありましたらお願いいたします。

はい、事務局。

大石 守廣事務局長

ただいまのことですけれど、消防委員会で協議を行うということで提案をさせていただきましたが、これにつきましては、各町の町長から消防委員会に答申、諮問をさせていただくこととなります。

杉山 嘉英副会長

消防委員会の方に町長の方から諮問していくという形で協議を行っていく手続になると思います。ご了承ください。

それでは、提案第13号 消防団の取扱いについては、提案どおりとさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

杉山 嘉英副会長

それでは、ここで5分ほど休憩をしてその他の項目に入りたいと思います。また、休憩の間で何か委員同士でお話があって、これはどうだということでありましたら、さかのぼっても構いませんのでご質問をいただければ答えてまいります。

休 憩

杉山 嘉英副会長

協議会を再開したいと思います。着席をお願いいたします。

休憩前までに報告事項、協議事項、提案事項等はすべて確認あるいは了承させていただきました。全体を通してぜひ発言等がありましたらお受けいたします。

はい、どうぞ、小澤委員。

小澤 省吾委員

すみません、提案11号の第三セクターについては、現行のまま新町に引き継ぐものとされていますが、第三セクターの内容とか、どういう形で引き継ぐのか、内容の説明をお願いします。

杉山 嘉英副会長

担当の方、お願いいたします。

大石 守廣事務局長

ただいまのご質問の第三セクターの取り扱いに関してでございますが、合併に伴いまして、合併関係市町村がこれら第三セクターについて出資している場合には、その出資者、株主である地位は、地方自治法施行令第5条の第1項の規定によりまして、市町村の地域が新たに属することになった合併市町村に引き継がれることとなります。市町村合併は第三セクターの統廃合に直ちにつながるといえるものではございません。

また、手続としましては、株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要がございます。実際には定款の変更等の手続で済むものだと理解をしております。

以上です。

杉山 嘉英副会長

はい、どうぞ。

小澤 省吾委員

第三セクターの大体の概要の内容等はわかりませんか。

杉山 嘉英副会長

小澤委員、簡単な資料は多分今はないと思いますので、次回あるいは各町にそれを、特に中川根に送っていただくということによろしいでしょうか。

小澤 省吾委員

はい、結構です。

杉山 嘉英副会長

それでは、今わかる範囲で説明して、また適当に合った資料がありましたら、送付をお願いいたします。

では、事務局、どうぞ。

大石 守廣事務局長

それでは、資料の12ページをごらんいただきたいと思いますのですが、この中に構成市町村の欄の中で出資割合ということで括弧書きで書かせていただきました。資本金は2,000万円、そのうち中川根町の持ち株が61%、その他で39%という内容だそうです。今手元にある資料はこれだけです。申しわけありませんが。

杉山 嘉英副会長

それでは、概況がわかる資料をいただいた上で次回協議していきたいと思っております。

そのほかございましたらお願いいたします。

どうぞ。

土屋 優行委員

先ほど出た総合支所方式をもうちょっと詳しく。

きょう実は午前中3時間ぐらい議論をさせていただいた結果が2行、3行になっちゃったもんですから、意が尽くせない分がすごくあるんですけども、その後ろの方の委員の一人として申し上げますと、事務所の位置を今回は決める委員会になっています。何でこの庁舎の方式とかを議論するかという話になってきましたら、中で議論に出たのは、本所、支所を決めるとか位置を決めるとなってくると、各ところにどんな機能を持っていくのがいいのかと。各ところで今ある少なくとも住民サービスを低下しないのにはどうするかという議論から始まっていて、この総合支所方式がいいんじゃないかという議論になりました。必ずしもこの総合支所方式全面をそのままいこうというのではなくて、実はデータの的にも出されたのが、住民の福祉関係分、住民の窓口関係分というのが、各ところ、今と少なくともサービスを下げることにはよくないだろうと。その上で事務所の位置を決めるべきじゃないかと。事務所の位置を決めるに当たってはまず機能を考えようということで、この機能の話になっています。ですから、お互いどこに本所になろうか支所になろうか、少なくとも住民サービス部門については落とさないということでこの方式を決めようということで、きょうは決まりました。

それ以降、事務所の位置等については、今の段階ではまだ決まっていませんけども、どうなっても住民の皆さんのサービスの低下を防ぐ方向を考えたいということが、きょうの小委員会の結論です。ですから、単純に方式を決めたということではなくて、サービス提供を落とさないための位置の選定の前の機能を考えたということでご理解いただきたいと思います。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

委員長、どうぞ。

市川 昌美委員長

合併全体を考える前に、私たちは位置と名称の問題を今やっているわけなんですけど、この協議会と違ってそれこそ百論選出で、けんけんがくがくと2時間50分ぐらいやりましたけれども。

考え方として、私いつも言ってますけれども、受益者の側で物を考えちゃうと、いわゆるリーダーとしてこの2町の合併を考えたときに、例えばサービス重視となってくればコストが上がるのは決まっておりますけれども、2町が合併したからといって、予算がふえていくという状況ではないということの現実も考えていただかないと、ただ欲しいものをべたべたつけていきますと、財政的な硬直化というのはもう紛れもなく避けて通れないという部分があるもんですから、小委員会でもそういうものを含めて熱心に議論しましたけれども、これがベストかどうかという、なかなかその選択というのは難しいんですけども、大体全会一致に近い形に、最後は結論としてこういう総合支所方式に落ち着いたようなのが現実でございます。

以上です。

杉山 嘉英副会長

はい、ありがとうございました。

今、委員長の方から負担と幅広い意味での給付というか、それとのバランスをとってこの形をとったという、いろんな議論があったという説明がありました。そういったことを踏まえてまたこの方式について検討していただきたいと思います。

そのほか何かございましたら。

はい、大石委員。

大石 博人委員

先ほどちょっと資料を整理している間に進まれてしまっちゃったんですが、協議事項14号、条例、規則の取り扱いの件ですが、いわゆる12月の委員会のときに説明のあった ですね。留意事項の中の1、2、3とある中の3番の 。一定の地域に暫定的に施行される必要があるという。副会長さん、大変力を入れられたあれですが。ざっと考えられるところ、本川根に幾つぐらい、中川根に幾つぐらいというような数字はわかりますか。

杉山 嘉英副会長

事務局から。

大石 守廣事務局長

今のご質問であります、一定の地域に暫定的に施行される必要があるものというものは、今のところ事務のすり合わせが進んでいきませんと、どれがこれに当たるものかというのは、今の段階では全くわかりません。事務のすり合わせを行っていく上で、各町それぞれに独自のものとか、そういう条例、また制度がございますので、そういうものにつきまして、1つにまとまらない場合は、その調整が済むまで片方の町に置くと。片方の町で施行するというものがありますので、今の段階ではどれがこれに当たるということはわかりません。

大石 博人委員

大体こちら辺が中川根の場合は入るであろう、本川根の場合はこの辺かなというような見通しはあるでしょう。

杉山 嘉英副会長

これはそれこそ今から事務のすり合わせがある中で、基本的な物の考え方として、例えばこうしたものは必ずすべて統一していくんだという考え方じゃなくて、その地域の住民の今までの考え方とか、同じような地域の合併です。それでも本当に違うような部分は残していきましようという、基本的な理解の上で調整していこうということでもありますので、まだそこまでこれとこれ、例えばここは区の集会所を使っていますけども、この集会所の建設のあり方も中川根と本川根では全然違うわけですよ、負担のあり方というのが。

そういったことは、それを一緒にしていくのがよければするし、それが住民感情とか財政的なもの、いろいろな今までの流れからいくとちょっと無理があると、そういう場合には暫定的な期間を置いて、将来統合する。区の集会所がいい例かどうかはわかりませんが、そういったことをここでは言っているということで、残念ながら今の段階では、これとこれがここに当てはまるというところまでは提示できなというのは、事務の進行上、仕方がないというふうに

私は考えていますけども。

2町だからともかく一緒にしちゃうんだというものではない。そういったものもあるよという確認だと思います。そういうふうに私は受けとめてますけども。

大石 博人委員

これからその中のが浮かび上がってくるんでしょうけども、一国二制度があったんじゃ、長い間続いたんじゃおかしいし、暫定的に10年ぐらいをめでにとというようなお話を副会長さん、おっしゃいましたんですが。

杉山 嘉英副会長

例えば合併という緩和措置として、交付税の云々というのも10年、15年を一つの基準にしています。それはやはり一般的に見てそのぐらいがソフトランディングというか、軟着するためには必要な期間だ、制度的にも人間的にも気持ちの上でも、そのぐらいが必要だということが、そこにつながっているように私は理解していますので、暫定的というのは10年ぐらいを一つのめでにして、そこへ集約していくという。基本的にはそこへ行くだろうということけども、その17年3月の合併時期に向かって何が何でも一緒にしていくんだというのではないというふうな確認というふうにとっていただければいいと私は思いますけども。

大石 博人委員

はい、わかりました。

杉山 嘉英副会長

そのほか何か。

議事の進め方として、1回確認したものを再度さかのぼって質問を受けるというのは、本当はルール違反だろうし、やるべきことじゃないだろうと思うんですけども、私は大きな合併の場合は、この協議会というのは、逆に言えば、意見が出ないような協議会の方が合併はうまくいくと思うんですけども、この小さな合併だと、この場で言いたいことを言ってある程度確認していった方が、私は合併してからスムーズにいろんなものがいくということで、あえてルール違反をしました。そういう意味では、進行下手でありますけども、本当に議論が必要だということをご確認していただきたいと、そんなふうに思います。また次回からそういったことでご協力のほどお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、一応、協議事項の議事の進行は終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。これからは事務局の方へお願いいたします。

じゃ事務局の方から以降の進行をお願いいたします。

大石 守廣事務局長

それでは、お疲れのところ恐縮でございますが、次第の5のその他に入らせていただきます。資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、ホームページに関してでございますが、1月13日から公式にホームページを公開いたしました。内容につきましては、協議会の組織、規約、規程、また協議会の会議の状況等を掲載してございます。アドレスにつきましては、資料に記載のとおりでありますので、一度ごらんになっていただければなと思います。

次に、今後の協議会の開催日程につきましてご連絡をさせていただきます。前回3月までの日程につきましては既にご連絡をさせていただきましたので、今回は4月から9月までの日程をご連絡させていただきます。この表にありますような日程で計画をさせていただきました。開催の日は原則毎月第3木曜日午後1時30分から、また会場につきましては両町交互ということで予定をさせていただきます。

合併の期日まで時間的余裕が余りございませんので、会議の成立に支障を来さない限り、この日程で開催をさせていただきたいと考えます。委員の皆様には万障繰り合わせの上、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

なお、次回の協議会は2月19日午後1時30分から中川根町での開催を予定していますので、あわせてお願いをいたします。

次に、電算機器の共同利用についてということでご報告をさせていただきます。

この件につきましては、両町の役場から担当者に来ていただいておりますので、担当者からご説明をいたします。よろしくお願いをいたします。

中川根町役場 総務課 堤 孝行主査

中川根町の総務課の堤と申します。

私からは資料の1ページから7ページまでをとということで、総合行政ネットワークについてということで説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料の2ページをごらんください。

総合行政ネットワークというのは、略してL G W A Nといいます。そこに説明書きがあり、英語読みの総合行政ネットワークのそれぞれの単語の頭文字を取ってL G W A Nという形になっております。総合行政ネットワークというのは、全国の約3,300の地方公共団体これは県と市区町村でございますけれども を相互に接続し、さらに国の省庁間のネットワークである霞が関とも接続する広域的な行政ネットワークでございます。ただいま国等からも全市町村が参加するように要請されているところでございます。参加時期につきましては、全市町村、平成15年中に接続しなさいということで要請をされているところでございます。

平成16年1月15日現在ということで、全国で市区町村では2,881、静岡県内では73市町村中63市町村が参加済みでございます。この参加済みというのは、申し込みはしたけれども、開通試験をまだ行っていないといった市町村も含まれております。ただいまの参加率につきましては、63市町村で86.3%でございます。なお、全国の市区町村で見ただけの場合、約90%が既に参加をしているという状況でございます。

L G W A N利用のメリット、それから基本的な提供サービスの内容については、2ページの下半分と3ページにまたまとめさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、L G W A Nの参加につきましては、基本的には各市町村に必ず機器を入れなさいという形になっておりますが、総合行政ネットワーク参加約款におきまして、合併協議会を構成する市町村に限りまして、複数市町村での共同参加が認められております。共同参加した場合に

つきましては、L G W A Nサービス提供装置等の機器、通信回線等の共有をすることができることによりまして、参加にかかる経費を削減できるといったメリットもございます。各町単独で導入した場合は、合併後、むだになってしまう機器等が出てくるわけですが、共同で参加しておけば合併後も機器がむだになるといったことはございません。

そうした意味で、参加時期が15年度中ということで、既にことしも1月下旬ということで、早急にも参加の手続をしていかなければならないということから、機器につきましては、中川根町に仮置きをするという形で、本川根町に回線で結ぶと。そういった形でただいま進めていきたいというところでございます。

大まかなネットワークの構成図につきましては、4ページにまとめさせていただきました。

それから、費用の概算ですけれども、5ページに、ちょっとこれ機器ごとにそれぞれ見積もってあるものですから、非常にわかりにくい表になっておりますけれども、単独で参加した場合は、5ページの下の方に黒い網かけになっているところがあると思うんですが、備品等の購入で990万ほどかかる形になっております。共同参加の場合につきましては、7ページの一番下でございますけれども、共有部分を折半とした形になっておりますが、652万円ほどということで、共同で参加すれば初期の備品購入費等が節減できるということとなっております。

L G W A Nについては以上でございます。

大石 守廣事務局長

それでは、ただいまのことにつきまして何かご質問ありましたらお受けいたしますので、お願いいたします。

もしございませんようなら、次の電算の共同事業についてのご説明をさせていただきます。

中川根町役場 町民生活課 植原 直樹係長

中川根町役場町民生活課の植原と申します。よろしくお願いいたします。

すみません、ちょっとマイクの関係もでございますので、座って説明をさせていただきます。

私どもの方の資料は8ページと裏側の9ページ、これが私どもの説明資料でございます。

物が戸籍のコンピューター化についてのご説明であります。今現在におきまして、戸籍は本川根町、中川根町両町とも紙にタイプライターでぱちぱちと打って処理をしている状態です。戸籍というのは皆さんはご存知だと思いますけども、生まれた事項とか結婚された事項、養子縁組をされた事項とか、そういうことが書かれております身分を証明する唯一のものというように、日ごろ接する機会がそうたくさんはないかもしれませんが、大変重要な書類となっております。

ただいまL G W A Nの話の説明がございましたけれども、国の方では電子政府とか電子自治体とか、そういうようなものの構築を近年推進しておりまして、行政につきまして、さまざまなものについて電子媒体化といいましょうか、コンピューター化をして、利便性の向上、手続の迅速化あるいは簡略化というようなことが図られているところであります。

戸籍につきましても、ちょっとはっきりした時期はあれですけども、近い将来すぐに広域発行ですね、本籍のないところでの市町村においても戸籍がとれるような、そういう準備が整えられていくという話を聞いておりますし、また、さらにその先については、もっと遠い将来に

なるんですけども、戸籍についての届け出についてインターネット上で行って処理ができると。つまり、役場に行かずに、役所に出向かずに届け出ができるような、そういう構想も進められておるところでございます。

戸籍の電算化につきましては、このような国の施策を受けましてもう避けては通れないというものとなっております。また、紙の状態で戸籍を処理していると。そういうことで戸籍が抱えます正確さの問題でありますとか、つくるのに時間がかかる、あるいは出すのにコピーをとったり何だりで時間がかかる上に、また、これ外したのを戻す際に紛失等の危険もあつたりとかいようなさまざまな問題がありまして、それが電算化によって解決することができますために、電算化というのは全国的な大きな流れとなっております。

もう一つ、合併の関係がございまして、合併前にそれぞれの町で戸籍を電算化することによりまして、合併したときに発生する膨大な戸籍に関する事務を短時間に正確に処理することができます。1つ考えられますのが、町名の変更によりまして、戸籍の表示が町の名前を全部手書きで書き直すだなんていような事態が発生する可能性があります、手書きの場合には。あとこちらに本籍はあるけれども住んでいない人がおりますが、そういう人が住所を置いてある市町村に必ず住民票というのがあります。その住民票に載っております本籍につきまして、速やかに書きかえていただくための通知を発送しなければならないと。あるいは遠く県外なんかにおられる方については、そのご本人なんかに「あなたの本籍が変わりました」という通知を出さねばいけないと。そういった事務が発生します。それはずるずる延ばしていいというものではなく、とにかく合併したら速やかに行わなくてはならないということで、手作業においてはかなりの限界があります。

そういうことで、合併前に電算化をという流れが主流になっておりまして、私ども、昨年12月に静岡市より西の県内の戸籍を電算化していない自治体に電話で照会しましたところ、10幾つあるんですけども、すべての自治体において16年度中に電算化を検討していると。決定というわけではないですけども、皆さん、検討されていると、そういうことでございました。やはりこれには市町村合併が大きく関係をしているということでございます。

私ども本川根町、中川根町も、合併に向けまして戸籍の電算化を図るということで検討を進めております。それに当たりましては、むだのないシステムの導入に向けて検討しなければならないということで、それぞれの町がそれぞれプログラムを買う、機械を購入するということをした後で短期間の間に合併してしまいますと、合併後に大分むだになってしまうものが多いということになります。1台の中央処理装置、要はサーバーといいますがけれども、それによりまして合併前の2町の戸籍を処理いたしまして、合併後も同じ機器を使用する方法によりましてコストの削減、合併時の手続の簡略化というものを図りたいというふうに考えております。

9ページの図面をご参照いただきたいと思うんですが、非常に簡単な図面なのであれなんですけれども、中央処理装置ですね、サーバーをA町サーバー市と書いてありますけども、どちらかの町にこのサーバーを置きます。サーバーを置かない方のB町の方には、端末等の間を回線で結ぶという方式であります。合併前におきましては、お互いの町が別々に処理をするので、中川根町が本川根町に、あるいは本川根町が中川根町にというふうには介入できないような形

で、しっかりした仕切りを設けます。それを下の図面で合併後というのが下の形になりますけれども、ほとんど見た目変わらないんですけども、合併した場合には、2町分のデータを1つの町のデータとして情報の統合を行うと。

ですから、ちょっと今ご審議されているかと思いますが、どちらかの庁舎が支所になっても、機器等の状態はそのまま使えますし、証明書類等、そのまま使用ができるということになります。システム、ソフトもともに最初から1本で済みますし、外見上の変化というのが見られないという形で、むだのないような移行というような形になるかと思います。

この件につきましては、両町で担当間で協議をいたしまして、上司の決裁を得ながら緊密な連絡のもとに進めております。本日は本川根町さんが会場であるために、本当でしたらお互いに話をしているもので、どっちが主ということなく話をさせていただいておりますので、この場で本川根町のご担当に説明いただくのが自然ではありましたが、本日2名の担当の方のうち1名が出張されていまして、1人が窓口をあけられないという本川根町さんの事情がありまして、私が中川根町からこちらに来てご説明をさせていただいているといった状況でございますのご了承ください。

このように短期間ではありますけれども、特殊な処理の形をとるということにつきまして、戸籍は法務省の管轄する事務でございますので、2町の合意のみでは勝手に話を進めることができません。要は形としてAとBとあった場合に、B町の戸籍をA町に一たん置くということになるわけなので、法務省において任用といたしまして、許可を受けることとなります。

ただし、この件については、既に全国でも先例、先がけてやっているところがあります。平成14年におきましては、熊本県のあさぎり町というのがもうできているんですが、免田町、ほかに5つの町と村が任用を受けて短期間稼働しまして、その後合併をしております。それから、県下におきましては、この16年度から伊豆市ができます。修善寺町さんとか、あと全部入れて4つの町が合併をするわけですが、そちらが既に任用を受け終えておりまして、2月に稼働をするという予定でございます。それで、4月にたしかそこは合併をして伊豆市になられるというようなことでございます。

条件といたしましては、合併が確実であるということ、あるいは合併までの期間が短時間であるとか、あるいはあと両町の方で事務委託契約を持つというようなことが条件になっております。

私の方の説明は以上でございます。

大石 守廣事務局長

ありがとうございました。

それでは、ただいま電算機器の共同利用についてということで、L G W A Nと戸籍の電算化事務につきまして説明をしていただきましたが、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にご質問等はございませんか。

それでは、特にございませんようですので、以上でその他の項目につきましてのご説明を終了させていただきます。

それでは、以上をもちまして第4回の中川根町・本川根町合併協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。